

## JIVAS F32「燃料電池産業車両用電源ユニットの転載に関する安全ガイドライン」と燃料電池産業車両用電源ユニット転載についての手引きの公開について

一経済産業省告示第129号に基づく関係告示の施行(7月1日)により、「燃料電池産業車両用電源ユニットの転載に関する安全ガイドライン」に基づく電源ユニット(含む高圧水素容器)の載せ替え、リユースが可能となります。

一般社団法人日本産業車両協会

### これまでの経緯

- (1)燃料電池フォークリフトなどの燃料電池産業車両に搭載されている圧縮水素自動車燃料装置用容器は、高圧ガス保安法容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示(以下、容器細目告示)第二十二条により、「容器は、当該容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の車両に装備されたことがないものであること。」となっており、附属品においても、容器細目告示第二十九条により、「附属品は、当該附属品が装置された容器を装置した車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号と異なる容器に装着されたことがないものであること。」となっていることから、一度車両に搭載された容器は他の車両への転載はできないことになっていた。
- (2)国への規制改革要望No58「充填可能期間中の容器を搭載している燃料電池産業車両用電源ユニットのリユースの許容」に関して、経済産業省「水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会」において審議の結果、充填可能期間中の高圧水素容器を搭載している電源ユニットをリユースした場合の安全要件に関して、業界でガイドラインを作成するとともに、載せ替え時にはガイドラインを遵守するよう高圧ガス保安法令(通達)に位置づけることで、その実施を担保するとの結論となった。
- (3)上記の結論を踏まえ、燃料電池産業車両の電源ユニットが、適切な点検管理の下に使用され、かつ内部の高圧水素容器が充填可能期限内である場合においてのみ、別の車両に転載しリユースするため、電源ユニット及びその保管時、転載時の安全性を確保するためのガイドライン案を本会で作成し、有識者による審議を経て、2020年4月15日に公表した。
- (4)2020年6月15日付官報に、経済産業省告示第129号が掲載されたことにより、同告示及び関連規定が改正・施行される2020年7月1日以降、新たに燃料電池産業車両の電源ユニット(含む高圧水素容器)の、他の車両への転載、リユースを行うことが可能となった。

※経済産業省告示第129号が掲載された官報へのリンクは[こちら](#)

※経済産業省の告示改正に関するニュースリリースは[こちら](#)

日本産業車両協会規格JIVA F32:2020「燃料電池産業車両用電源ユニットの転載に関する安全ガイドライン」の最終版は[こちらからダウンロード](#)できます。

また、このガイドラインをよりよくご理解いただき、円滑かつ安全に燃料電池産業車両用電源ユニットの転載を行っていただくための手引を作成しましたので、[こちらからダウンロードしてご活用下さい](#)。

○本件に関するお問い合わせは、一般社団法人日本産業車両協会事務局まで

電話03(3403)5556 E-Mail [info@jiva.or.jp](mailto:info@jiva.or.jp)

以上